

令和2年度 第3回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和2年12月23日（水）14時～

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

■会議次第

1 開会

2 議題

- ① 門真市第4次障がい者計画（案）について

資料1-1 資料1-2

- ② 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）
について

資料2-1 資料2-2

- ③ 門真市第4次障がい者計画（案）及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュール（案）について

資料3 資料4

- ④ その他

3 閉会

■配付資料

<事前配付・当日配布>

- ・協議会次第
- ・資料1-1 門真市第4次障がい者計画（案）
- ・資料1-2 門真市第4次障害者計画 新旧対照表
- ・資料2-1 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）
- ・資料2-2 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 新旧対照表
- ・資料3 門真市第4次障がい者計画（案）及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの実施について
- ・資料4 第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定スケジュール（案）

<当日配布>

- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・【追加】資料1-1 ①
- ・【追加】資料1-2 ①
- ・【追加】資料2-1 ①
- ・【追加】資料2-2 ①

- ・門真市情報公開条例（抜粋）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員、可知委員、井上委員、東野弓子委員、北本委員、藤江委員、東野明美委員、大北委員、高田委員、石丸委員、山本委員

事務局：障がい福祉課 狩俣課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、西本副参事、吉田係員、伊達係員、サーベイリサーチセンター 木村

■欠席者

委員：中井委員、小原委員、松本委員、石橋委員、本木委員

■傍聴者：1名

■議 事 開 会

事務局： お待たせいたしました。ただ今より令和2年度 第3回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。

本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課副参事 西本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、16名中11名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、門真市医師会理事小原時郎様、門真市身体障がい者福祉会会長の中井悌治様、大阪府守口保健所所長松本一美様、地域生活支援拠点ジェイ・エス法人本部本部長 石橋雅洋様、門真市障がい福祉を考える会本木零様は、所用のため欠席でございます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにするこ

とにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。
会長お願いします。

会長： ただいま、事務局から、会議の市民への公開について提案がありました。委員の皆さまよろしいでしょうか。何かご意見等ございますか。

会長： 異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がおられるようでしたら入室をお願いします。

事務局： それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、令和2年度 第4回門真市障がい者地域協議会の開催について（通知）、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子、【追加】資料1-1①、【追加】資料1-2①、【追加】資料2-1①、【追加】資料2-2①でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1-1 門真市第4次障がい者計画（案）、資料1-2 門真市第4次障がい者計画 新旧対照表、資料2-1 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）、資料2-2 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 新旧対照表、資料3 門真市第4次障がい者計画（案）及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）のパブリックコメントの実施について、資料4 第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定スケジュール（案）でございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）も配付いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。ございますでしょうか。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

会長： そうしましたら議事に入りたいと思いますが、コロナの状況もかなりシビアな状況になってきておりますので、できればこの会議もコンパクトにまとめていきたいと思っております。ですので、簡潔な質問、説明よろしくをお願いいたします。それではお手元の次第に沿いまして議事進めていきたいと思っております。

議題①門真市第4次障がい者計画（案）について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局： それでは座って、説明させていただきます。

では、資料1-1及び、本日配布の資料1-1①「門真市第4次障がい者計画（案）」について説明させていただきます。資料1-2及び本日配付の資料1-2①の新旧対照表と併せてご覧ください。

まず、第1章8ページにつきましては、前回、国勢調査の長期的な高齢化につき本市と大阪府・全国とを比較しておりました。国勢調査結果のグラフの最新値は平成27年と既に5年前のデータであります。また、令和元年の本市住基人口の高齢化率をお示ししている一文を追記していることから、すべて総務省「住民基本台帳人口」の経年データに変更いたしました。文章とグラフは、資料1-1①のとおりとしております。

第2章46ページでございます。「4 第3次障がい者計画の検証」につきまして、57ページにかけて全体にわたり、前回まで参考にカッコ書きで入れておりました課名をすべて削除させていただきました。

同様に、65ページから99ページの第4章「施策の展開」の全体にわたりまして、【具体的な取組】に前回まで参考としてカッコ書きで入れておりました課名をすべて削除させていただきました。

次に、第4章69ページ（3）地域でのふれあい、支え合いの促進の【施策の方向11行目から14行目】にかけて、前回の地域協議会でご意見いただきました「地域共生社会」について、新旧対照表でアンダーラインを入れ、「また」書きの部分を追記させていただきました。

それから82ページでは、（1）生涯学習や文化・芸術活動の促進の【具体的な取組】2つ目の「文化芸術活動の機会の充実・促進」の中の3行目から前回の地域協議会で、ルミエールホール改修後に施設面で充実したところがあれば記載してはどうかのご意見をいただきましたので、新旧対照表でアンダーラインを入れた「また」書きの部分を追記させていただきました。

次に、91ページの（2）障がいのある人への虐待の防止【施策の方向】の中の3行目に、今回大阪府より障がい福祉計画・障がい児福祉計画に盛り込む項目についてチェックシートの提出依頼がきておまして、障がい者計画にも併せて追記するため、「障がい者虐待の通報相談は」から7行目にかけて、新旧対照表のアンダーラインを入れた部分を追記させていただきました。

また、98ページの（4）感染症対策の推進の【具体的な取組】の1つ目「新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等感染症への対応」の中の1行目、前回の地域協議会でご意見いただきまして、前回は「感染者発生時の通報」としておりましたが、「感染者発生時の連絡」と修正させていただきました。

112ページ、「福祉避難所」の説明内容については新旧対照表にありますとおり修正させていただきました。また、同ページの「要配慮者」については、前回の素案では含まれておりませんでした。今回新たに用語説明を追加させていただいております。この修正・追記については、地域協議会で福祉避難所における備蓄物資等の質問がありましたので、用語集に追記等させていただきました。以上になります。

会長よろしくお願いいたします。

会長： ただいまの説明に関しまして、委員の皆さま何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

L 委員： 今追記の部分の 112 ページの要配慮者についてですが、障がい者、高齢者ということになってはいますが、障がい児は入らないのですか。障がい児・者と書いたりしませんか。

事務局： ここは大きく「障がい者」と記入させていますが、「障がい児・者」に修正する方向で調整したいと思います。

会長： 次の3年間の障害福祉計画もこういう表題になっていますからね。全部含まれますよということのはっきりとしたほうがいいですね。

事務局： 分かるように明記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

会長： よろしくお願いいたします。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の案件にいきたいと思います。

議題②門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料2-1及び本日配布しました資料2-1①「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」について説明させていただきます。

資料2-2及び本日配布しました資料2-2①の新旧対照表と併せてご覧ください。

まず、第1章8ページにつきましては、前回、国勢調査の長期的な高齢化につき本市と大阪府・全国とを比較しておりました国勢調査結果のグラフの最新値は平成27年と既に5年前のデータであり、また、令和元年の本市住基人口の高齢化率をお示ししている一文を追記していることから、すべて総務省「住民基本台帳人口」の経年データに変更いたしました。文章とグラフは、資料2-1①のとおりに変更いたしました。こちらは先ほど説明差し上げました者計画のほうと同様の修正になります。

続きまして、計画の基本的な考え方に関わる変更点としましては、前回の皆様のご意見や大阪府との事前協議を踏まえた基本的な考え方を反映いたしまして、案の第3章30ページ「計画の理念と基本的な視点」につきまして14行目「地域共生社会を実現するため」から18行目にかけて、新旧対照表のアンダーラインの部分の「必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの提供の確保に努めます。また、」までを追記させていただいております。また、その下20行目、新旧対照表のアンダーラインの部分の「強度行動障がいのある人、」を追記するとともに、24行目から26行目にかけて「障がいのある人及びその家族等に必要な情報提供を進めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援体制の構築をめざします。」としましてアンダーラインの部分を追記して修正させていただいております。

また、31ページ2行目「障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため」から

5行目にかけて、新旧対照表のアンダーライン「地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、」の部分を追記させていただいております。

次に、第6期障がい福祉計画における成果目標に関しましては、34ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る第6期計画における目標設定として、「保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」及び「保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数」の数値をそれぞれ修正させていただいております。

35ページでは、地域生活支援拠点等の整備に係る第6期計画目標として、前回「地域生活支援拠点の質を高めるとともに、適切な運営に努めるため」としていましたところを、4行目「地域生活支援拠点における地域移行や親元からの自立等を目指すための体験の機会・場の提供などを含めた質の向上とともに、地域との交流機会の確保など、適切な運営を図るため」と修正させていただいております。

37ページですが、中ほどの第5期計画の実績の表内につきまして、数字等に誤りがございましたので、本日配布の資料2-1①に記載しましたように修正しております。

次に、第2期障がい児福祉計画における成果目標に関しましては、41ページの児童発達支援センターの整備に係る第2期計画の目標として、下から11行目から下から7行目にかけて新旧対照表にあります通り修正させていただきました。

43ページの保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場に係る第2期計画の目標として、下から3行目「医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、福祉、保育、教育等の多職種との協働をこれまで以上に努めてまいります。また、引き続き、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための社会資源の開発・改善など、医療的ケアが必要な子どもへの包括的な支援について協議の場である児童専門会議を活用してまいります。その上で、地域の課題や資源を抽出した上で、医療的ケアが必要な新生児から退院後の在宅生活を見据えた個々の発達段階に応じた支援などの役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置することも含め、医療機関が参画している門真市障がい者地域協議会におきまして、協議を行います。」まで新旧対照表の通り修正させていただいております。

また、45ページの第2期障がい児福祉計画における活動指標に係る計画の目標につきましては、下から4行目「今後、発達障がい者やその家族等に対する支援の一つである当事者や家族同士のピアサポート活動の参加についても、ニーズの把握及び発達障がい者等及び家族等に対する支援体制の充実に努めます。」として修正させていただいております。

次に、第4章の事業計画では、97ページの（4）医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置に係る第2期障がい児福祉計画の見込量について、今回、コーディネーターを福祉関係と医療関係に分けて記載しております。

98 ページの子ども・子育て支援事業計画との連携では、【子ども・子育て支援等の利用ニーズ】の表を追記しております。

次に、103 ページのサービスの確保と人材の確保に係る（１）サービスの確保では、3 行目の「入所等から地域生活への移行については」から 17 行目の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。」までを追記しております。

また、104 ページ 2 行目「障がい者支援施設は、」から 8 行目「安全確保体制の構築を図ります。」までを追記しております。

104 ページ（２）人材確保と資質の向上では、21 行目の「ネットワークを活用した課題解決」の文章中、「多職種間の連携を推進し、」と追記するとともに、下から 7 行目「市内のサービス提供事業所との連携を強化し、」から最終行「従事者の早期離職防止・定着を図ります。」までを追記しております。

次に、105 ページの相談支援・ケアマネジメント体制の充実に係る（１）地域支援体制の充実に、下から 12 行目「医療的ケア児等に関するコーディネーター」の文章中、「また、主任相談支援専門員の計画的な確保と有効活用を行いつつ、質の高い相談支援体制を構築することが重要とされています。」と追記しております。

110 ページから 111 ページにかけては、④地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、⑤発達障がい者等に対する支援、⑥居住支援協議会との連携、⑦専門的な機能を有する機関との連携、⑧障がいのある子に対する支援体制の整備までを新たに追記しております。

また、111 ページ、市の役割の下から 11 行目から「感染症等拡大防止のため、スマートフォンやタブレット端末などを用いた遠隔手話サービスも実施しています。」と追記するとともに、最終行の「今後とも引き続き、メール等を活用した相談・通報の受付など、障がい者虐待の通報に対して、迅速かつ的確に対応することができる体制の整備を進めます。」を追記させていただいております。

112 ページでございます。（３）ケアマネジメント体制の充実に、下から 15 行目「アセスメント・モニタリングの質の向上を図り、」から下から 4 行目「相談支援体制の構築に向け、調査・研究を行います。」までを追記させていただいております。

113 ページ、人権の尊重と権利擁護の推進に係る（１）障がいや障がいのある人に対する理解の促進では、8 行目「障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及」から 10 行目までと、下から 13 行目「門真市障がい者地域協議会及び差別解消部会における事例検討」から下から 11 行目まで、また、下から 6 行目「障がいのある人の理解を深める機会として」から 114 ページ 14 行目「ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組みます。」までを追記させていただいております。

また、（２）障がいのある人の虐待防止の推進では、115 ページ 1 行目から 9 行目にかけて、「また、基幹相談支援センターのネットワークを活用し」から新旧対照表のアンダーラインの部分を追記して修正させていただいております。

最後に、(3) 権利擁護の充実では、下から2行目「障がい者虐待防止センターを主体とする」から最終行までを追記させていただいております。以上でございます。

よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。委員のみなさま何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

L 委員： 前回、お話できていなかったかもしれないのですが、45 ページのペアレント・メンターのペアレントトレーニングのところなのですが、門真は本当に子どもの支援の前に親への支援がすごく重要だなというような家族、家庭が多いなと思っているところで、ペアレントトレーニング、ペアレント・メンターという活動が必要だと思っています。当事者団体としてペアレント・メンターの活動費として助成がほしいということを要望しているのですが、ここがすごく大事なところで、当事者団体が困っている親を支援していくということで共感は高いですし、この計画に載らないということはまたメンター活動ができないということです。これは民意の力ではなかなか難しいので、計画に挙げていただきたいと思っているのですがいかがでしょうか。

事務局： ペアレント・メンターにつきましては、大阪府で資格を受講されて、メンターの資格を取っていただくといったかたちになっているかと思うのですが、こちらではペアレント・メンターの需要や実績、そういうような意見などをまだ集約させていただいていませんので、今回の計画を含めまして検討というかたちにさせていただけたらなと思っています。

L 委員： 国の動きとしては、ペアレント・メンターは前回の第5期でメンター事業は費用がつくというふうに国としては動いていたと思うのですが、遅いですよね。それはどうしてなのですか。私は府で受講はしています。

事務局： 大阪府とも話はさせていただいて、今回の計画に関しても府で講習会をされているということで、市では正直、個別でということは今回考えてはいないということです。府でさせていただいているという返答はいただいております。今回の計画に各市町村が載せるというところまで大阪府は考えてはいないと言っております。今回ご意見いただいておりますので、それも踏まえて今回計画にどのようなかたちで載せていくかというのは検討していきたいと思っております。

会長： はい。ということです。

L 委員： 府は、大阪府全体を見ていますが、市町村事情というので門真市は非常に子どもを守る親の力が弱いところを市としてもしっかり把握をして、他市と比較をするということで見えていただけたらと思います。以上です。

会長： 他にございませんでしょうか。

議題③門真市第4次障がい者計画(案)及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料3「門真市第4次障がい者計画(案)及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)のパブリックコメントの実施について」を説明させていただきます。

今回ご意見いただきました内容を反映した計画の案に関しまして、門真市に在住、在勤、在学の方、市内に事業所がある団体様を対象としまして広く意見募集を行うパブリックコメントを実施いたします。

期間につきましては、令和3年1月8日（金）から1月27日（水）まで。閲覧場所は、市のホームページをはじめ、障がい福祉課、市役所別館1階 市情報コーナー、市役所本館入口等々。提出方法につきましては、郵送、FAX、メール又は持参等で行うこととしております。

また、今後のスケジュールにつきましては、資料4「門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）」をご覧ください。こちらに関しましては従来と変更はございません。

今後、先ほど説明いたしましたパブリックコメントの実施を経まして、委員の皆様には最終計画（案）のご審議を次回の協議会 2月16日（火）に行っていただく予定となっております。そこで答申をいただき、3月の大阪府との法定協議を経まして、計画内容の最終確定となります。3月中には印刷製本を行い、冊子ができ次第、委員の皆様をはじめ、庁内・関係機関に配布を行う予定となっております。

以上です。会長よろしく願いいたします。

会長： ただいまの説明に関しまして、委員の皆様何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

スケジュールも資料④を見ますと、パブリックコメントが1月中旬から2月上旬ということで年明けやられるということなのですが、パブリックコメントで市民の方のご意見を聞くという機会だと思のですが、これでまたいろいろなご意見が得られる可能性もあります。それと同時にこの委員会はパブリックコメントまでの最終の委員会になるわけですが、少し欠席の委員さんも多い。それとこのご時世ですので、少しコンパクトに委員の皆さんにご協力いただいているということで、資料もかなり精力的に修正かけられて、読みきれていない部分もあると思います。委員の皆さんのご意見をゆっくり読んだらもう少しこうしたらいいのではないかというご意見もあると思います。ですからパブリックコメントと同じように少し委員の皆さんのご意見も別途聴取していただいたらいいのかなと思うのですが、その辺りどうでしょうか。

事務局： 本日の欠席の方もいらっしゃいますし、委員の方の意見もいただきたいなということは正直ありますので、パブリックコメントの期間中にまたご意見いただけたら、それも含めて計画と照らし合わせながらさせていただこうと思っています。そのいただいた意見については次回の第4回協議会が2月16日になりますので、それも含めて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長： よろしいでしょうか。よろしく願いしたいと思います。他何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

L 委員； 地域拠点についてもこの協議会でやるということで、次回はそこも含めてあるということで大丈夫ですか。

事務局； そうです。年に1回は報告させていただかないといけないので、段取りとしては来年

の2月、第4回目に今回の計画のお話をさせていただいて、答申を終えた上で協議会の報告というかたちで議題させていただくことになっています。

会長： 次回、答申の会議ですので、少しお時間は不明確ですが、一応拠点の話も年1回の報告があるということですので、それは答申が終わってから報告を聞くということによろしいでしょうか。

他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局： 一点だけご報告をさせていただきたいと思います。

地域生活支援拠点ジェイ・エスにおきまして12月10日にグループホーム入居者が新型コロナウイルスに感染したことが判明しましたのでご報告します。

社会福祉法人門真共生福祉会が運営するジェイ・エスステージにおいて多数の新型コロナウイルス感染者が確認され、また隣接する地域生活支援拠点ジェイ・エスにおいて、12月10日、グループホームの入居者が新型コロナウイルスに感染したことが確認されたことから、同施設内に設置している門真市障がい者基幹相談支援センター・えーるの相談業務を感染拡大防止のため縮小し、電話相談のみの対応とし、ショートステイにつきましては閉所をいたしました。

基幹相談支援センター・えーるの職員につきましては、濃厚接触者に該当しない状況であり、12月24日から門真市保健福祉センター1階の門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスに一時的に移転し、全相談業務を再開する予定です。また、地域生活支援拠点の再開については、保健所と確認しながら、今後決定される予定となっております。なお、第2ジェイ・エスステージ、第3ジェイ・エスステージ、ジェイ・エスステージB、ジェイ・エスステージジュニアについては新型コロナウイルス感染症の影響はない状況となっております。ご利用者様と職員の日も早い回復を祈っております。報告は以上です。

会長： これは報告ということによろしいでしょうか。

そうしましたら、本日予定しておりましたもの全て終了いたしました。

事務局： 今後の会議の予定について報告説明をさせていただきます。

先ほど資料4の中でも、ご説明させていただきました通り、今年度中に予定しております、本年度最後になります第4回目の本協議会は、2月16日(火)14時より、門真市保健福祉センター4階第1・2・3会議室にて開催を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員のご氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。以上でございます。

会長；これにて終了したいと思います。どうもお疲れ様でございました。